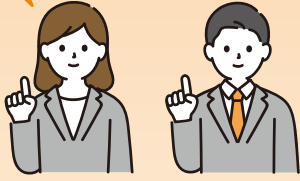


知っていますか



あなたのまちの 民生委員・児童委員

問い合わせ 社会福祉グループ (☎051911)

民生委員・児童委員とは

高齢者、障がいのある方、ひとり親家庭、生活困窮家庭など、生活のことで悩みを持っている方の気軽な相談相手です。必要なときは、市や関係機関とのパイプ役になります。

こんなときは 民生委員・児童委員へ相談を

- 高齢者の一人暮らしに不安を感じたら
- 子育てに悩んだら
- 虐待かな？と感じたら
- いろいろな事情で生活に困ったら など

あなたの人生経験を生かして民生委員・児童委員の活動をしませんか

次の地区では『民生委員・児童委員』が不足しています。

少子高齢化など、社会状況の変化に伴い、相談内容も多様化している中、地域を支える担い手が求められています。

【不足している地区】

登別本町2丁目の一部、登別東町4丁目の一部、常盤町2丁目、常盤町5・6丁目、栄町1・2丁目の一部、鷺別町1・2丁目の一部、鷺別町4丁目の一部、鷺別町6丁目、若草町1丁目、若草町2丁目の一部、美園町5丁目の一部、桜木町4丁目の一部(桜木団地)、緑町1・3丁目と若山町1丁目の一部

民生委員・児童委員の活動に関するよくある質問



Q どうしたらなることができますか。何か資格は必要ですか。

A 厚生労働大臣からの委嘱を受ける必要がありますが、特別な資格は必要ありません。活動への熱意がある方が求められています。

Q 仕事と並行してできますか。

A 活動日数が定められているわけではないので、ご自身の都合のつく範囲で、無理のない活動が可能です。仕事をしながら活動されている方もいます。

Q 活動期間はどれくらいですか。

A 任期は3年で、3年置きに全国で一斉改選が行われます。再任も可能で、10年以上委員として活動している方も多くいます。

Q 今まで地域と関わりのなかった私でもできますか。

A もちろんできます。地域との関わりは誰もが初めから持っているものではありません。活動を通して、地域との関わりが広がっていきます。

Q 相談する内容は秘密にしてもらえますか。

A 民生委員には守秘義務が課せられていますので、個別の相談など活動を通じて知り得た個人情報等は守られます。また、守秘義務は民生委員退任後にも及びます。